

黒川地域行政事務組合議会会議録

令和6年2月15日 第1回定例会

黒川地域行政事務組合

第1回黒川地域行政事務組合（定例会）

令和6年2月15日（金曜日）

出席議員（16名）

1番	小川克也君	2番	赤間しづ江君
3番	鎌田暁史君	4番	伊藤嘉樹君
5番	千坂博行君	6番	渡辺良雄君
7番	千坂裕春君	8番	藤巻博史君
9番	文屋裕男君	10番	赤間則幸君
11番	金須新一君	12番	須藤義君
13番	畠山由美君	14番	村上治君
15番	熱海文義君	16番	犬飼克子君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条による説明のための出席者

理事長	浅野俊彦君
理事	田中学君
理事	若生裕俊君
理事	小川ひろみ君
代表監査委員	木村祐喜君
助役	鎌田節夫君
財政課長	日野正樹君
会計管理者	石川勉君
財政課参事	田中孝幸君
業務課長	佐藤初雄君
業務課参事	清野康広君
消防本部消防長	高橋正君
消防本部次長	

消防本部総務課長	山 家 貴 広 君
消防本部警防課長	中 島 猛 君
消防本部指令課長	田 口 学 君
消防本部予防課長	水 上 孝 夫 君

職務のため議場に参加した職員

総 務 課 参 事	碓 井 豪 君
総 務 課 主 任	野 口 綾 君
総 務 課 主 事	遠 藤 瑛 成 君

議事日程

令和6年2月15日（木曜日）

午前9時58分 開会

第 1	会議録署名議員の指名	4 頁
第 2	会期の決定について	4 頁
第 3	一般質問	8 頁
第 4	議案第 1 号	12 頁
第 5	議案第 2 号	13 頁
第 6	議案第 3 号	13 頁
第 7	議案第 4 号	15 頁
第 8	議案第 5 号	17 頁
第 9	議案第 6 号	19 頁
第10	議案第 7 号	21 頁
第11	議案第 8 号	30 頁
第12	議案第 9 号	31 頁
第13	議案第10号	32 頁
第14	議案第11号	37 頁
第15	議案第12号	39 頁

午後 1時17分 閉会

本日の会議に付された事件

- 議案第 1 号 黒川地域行政事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 2 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 3 号 公立黒川病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
- 議案第 4 号 令和 5 年度黒川地域行政事務組合一般会計補正予算（第 5 号）
- 議案第 5 号 令和 5 年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 6 号 令和 5 年度黒川地域行政事務組合病院事業会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 7 号 令和 6 年度黒川地域行政事務組合一般会計予算
- 議案第 8 号 令和 6 年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計予算
- 議案第 9 号 令和 6 年度黒川地域行政事務組合障害支援区分認定審査会特別会計予算
- 議案第 10 号 令和 6 年度黒川地域行政事務組合病院事業会計予算
- 議案第 11 号 令和 6 年度黒川地域行政事務組合訪問看護ステーション事業会計予算
- 議案第 12 号 令和 6・7 年度黒川地域行政事務組合消防本部・黒川消防署新庁舎建設工事請負契約について

午前9時58分 開会

○議長（犬飼克子君） 皆さん、おはようございます。

定刻前ではございますが、皆様おそろいですので会議を始めたいと思います。

会議を始める前に、令和6年能登半島地震に被災された皆様に対し黙禱をささげたいと思います。皆様、御起立願います。

改めまして、令和6年能登半島地震により被災された皆様に対しお見舞い申し上げるとともに、亡くなられた方々に1分間の黙禱をささげます。黙禱。

ありがとうございました。御着席ください。

それでは、ただいまの出席議員は16人です。

ただいまより令和6年第1回黒川地域行政事務組合議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程についてはお手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（犬飼克子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、10番赤間則幸君、11番金須新一君を指名します。

日程第2 会期の決定について

○議長（犬飼克子君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、1月23日に開催されました議会運営協議会における協議結果を受け、本日1日間としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（犬飼克子君） 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日間に決定いたしました。

理事長より提出議案の説明を含め挨拶を求めます。理事長浅野俊彦君。

○理事長（浅野俊彦君） 皆さん、おはようございます。

本日ここに令和6年第1回黒川地域行政事務組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、公私ともに御多用中にもかかわらず御出席をいただきまして、誠にありが

とうございます。日頃より行政事務組合の事務事業運営に対しまして、議員の皆様の御指導と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

初めに、令和6年能登半島地震により、お亡くなりになられた皆様に心からのお悔やみと、被害に遭われた皆様にお見舞いを申し上げますとともに、被災地の一日も早い復興をお祈り申し上げます。

それでは、定例会の開会に当たりまして、令和6年度の組合運営方針等につきまして申し上げます。

黒川地域は、大規模な半導体企業の進出が決定するなど、日々発展し、広域行政を取り巻く環境は、大きく変化を続けている状況にありますことから、行政事務組合は、住民皆様の安全・安心を守り、地域の生活環境の向上のために、関係市町村と連携のもと、効率的、効果的な広域行政を進め、その役割を果たしてまいります。

次に、事務事業ごとの運営方針等につきまして申し上げます。

初めに、黒川浄斎場でございますが、施設運営を民間に委託し、順調に運営されております。今後も、施設の計画的な維持補修を行い、受託者と連携し、適切な管理運営に努めてまいります。

環境衛生センター・し尿処理施設につきましても、運転管理を民間に委託し、適切に管理されております。受託者と連携を図り、水質基準を遵守した施設管理に努めるとともに、現在、推進しております。し尿処理施設の更新事業について、生活環境の保全と経済性など多方面から検討し、計画的に進めてまいります。

次に、環境管理センター・ごみ処理施設でございますが、ごみ焼却施設につきましては、運転管理を民間に委託し、24時間連続運転により、安定した焼却処理が順調に行われております。引き続き、受託者と共に環境基準を遵守した適切な施設管理に努めてまいります。また、令和5年10月の全員協議会で御説明いたしました、ペットボトル減容施設運転管理の民間委託でございますが、受託業者が決まりましたことから、4月1日からの業務開始に向け、事業の引継ぎを行っているところでございます。

一般廃棄物最終処分場につきましては、現在の施設を適切に管理するとともに、今後の整備につきまして検討を進めてまいります。

そのほかの施設につきましても、維持管理を計画的に行うとともに、環境基準を遵守した施設運営に努め、関係町村と連携し、さらなるごみの分別徹底及び減量化を住民皆様に働きかけるなど、循環型社会の実現を目指してまいります。

次に、消防部門でございますが、初めに令和5年の活動状況について御報告申し上げます。

火災につきましては、発生件数が37件で、前年より7件の増加となりました。

救急につきましては、過去最多の出場件数となる4,542件で前年より344件の増加。救助につきましては、出場件数が58件で前年より26件の減少となりました。

以上が、昨年の活動状況でございます。今後も、増加する救急要請などに対応するため消防体制の充実を図り、地域住民の安全・安心の確保のため適切な消防活動に努めてまいります。

また、消防本部・黒川消防署新庁舎建設工事でございますが、本日、請負契約につきまして議決をお願いしております。引き続き、令和8年4月1日開庁に向け事業を進めてまいります。

次に、介護認定並びに障害支援区分認定審査会につきましては、公平・公正な審査及び判定を行うため、適切な審査会運営に努めてまいります。

最後に、病院事業でございますが、外来診療につきましては、総合診療科の設置や、在宅医療の充実を図ってまいります。入院診療につきましては、回復期や地域包括ケア病床を中心とした医療を充実し、公立黒川病院の理念であります「黒川地域の医療体制の充実及び住民の受療への安心確保」のため、開設者として、指定管理者である公益社団法人地域医療振興協会と連携し病院経営に努めてまいります。

以上が、令和6年度の運営方針等でございます。

続きまして、提出しております議案について、概要を御説明申し上げます。

議案第1号及び第2号につきましては、地方自治法が改正されたことに伴い、会計年度任用職員に対し勤勉手当の支給を可能とするため、関係する条例の改正を行うものでございます。

議案第3号は、公立黒川病院の指定管理者において医療費を後払いできるシステムを導入することに伴い、使用料及び手数料条例について改正を行うものでございます。

議案第4号から議案第6号までの令和5年度各種会計補正予算につきましては、予算執行状況を精査し、各事務事業の所要経費について整理したものでございます。

続きまして、議案第7号から議案第11号までは、令和6年度各種会計予算でございます。

一般会計につきましては、総額を32億4,564万円とするものでございます。主な事業といたしましては、総務費においては、組合ホームページをリニューアルし、行政事務組合の情報発信力などを強化するものでございます。衛生費におきましては、現在進めております、し尿処理施設更新事業として、施設整備基本計画策定業務、PFI等導入可能性調査業務、生活環境影響調査業務、地質地歴調査業務を実施し、令和12年4月の運転開始に向け進めるものでございます。消防費におき

ましては、新消防庁舎建設に係る事業費のほか、資機材整備及び車両の更新として、化学防護服の更新、消防ポンプ自動車、指揮車を整備し、計画的に消防力の強化を図ってまいります。

介護認定審査会特別会計につきましては、総額1,425万3,000円とするものでございます。審査委員40名、8合議体により審査会を実施し、公平・公正な審査判定を行ってまいります。

障害支援区分認定審査会特別会計につきましては、総額104万2,000円とするものでございます。審査委員10名、2合議体により審査会を実施し、公平・公正な審査判定を行ってまいります。

次に、病院事業会計でございますが、指定管理者による業務の予定量を1日平均患者数で一般病棟入院患者を80人、回復期病棟入院患者を44人、外来患者を216人と見込むものでございます。

また、病院事業会計における市町村負担金は、医療機器更新経費、設備修繕経費、企業債償還金、指定管理者への運営交付金など、総額で4億4,392万8,000円とするものでございます。施設整備の維持に努め経営の安定を図ってまいります。

訪問看護ステーション事業会計につきましては、指定管理者による業務の予定量を、月平均で利用者数を87人、利用回数を444回と見込むものでございます。

議案第12号は、消防本部・黒川消防署新庁舎建設工事請負契約につきまして、議決をお願いするものでございます。

以上が、今回提出しております議案の概要でございます。何とぞ慎重審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

訂正がございます。

○議長（犬飼克子君） 暫時休憩します。

午前10時11分 休憩

午前10時12分 再開

○議長（犬飼克子君） 再開します。

○理事長（浅野俊彦君） 失礼いたします。

○議長（犬飼克子君） 理事長浅野俊彦君。

○理事長（浅野俊彦君） 数字に間違いがございましたので訂正をさせていただきます。

障害支援区分認定審査会特別会計についてでございますが、総額114万2,000円とするものでございます、正しくは、大変申し訳ございません。訂正をお願いいたします。

日程第3 一般質問

○議長（犬飼克子君） 日程第3、会議規則第60条の規定に基づき一般質問を行います。

発言を許可します。7番千坂裕春君。

○7番（千坂裕春君） 通告に従いまして、一般質問を開始いたします。

資源ごみの売払いの現状について。

リサイクル事業が定着され、資源ごみも増加しているものとする。その中、回収された資源ごみの売払いの現状をお伺いします。他の行政においては、一部企業が買取りを独占されたり、無償で提供されたり等の諸問題を聞いているが、当行政組合の現状をお伺いいたします。

○議長（犬飼克子君） 答弁を求めます。理事長浅野俊彦君。

○理事長（浅野俊彦君） それでは、千坂裕春議員の質問にお答えをいたします。

資源ごみの売払いの現状についてとの御質問についてお答えをいたします。

資源の乏しい我が国において、限られた資源を最大限に利用するという国の方針である循環型社会形成推進の考え方を基に、当組合におきましても資源ごみのリサイクル事業を推進してきたところでございます。

御質問の資源ごみの売払いの現状でございますが、昨年度の資源ごみリサイクルによる売払い収益はおよそ2,800万円となっており、これに対しまして、リサイクル事業への委託経費は約712万円となっております。

このように資源ごみリサイクル事業につきましては、関係町村の住民の皆様の御理解、御協力によりごみの分別が適切に行われ、自治体の収益源であり財産となっております。このようなことから、リサイクル事業を委託する事業者決定に関しましても、公平性と競争性を確保いたしまして決定しているところでございます。

具体的には、ペットボトル、各種瓶類、プラスチック製容器包装などは、公益財団法人である日本容器包装リサイクル協会へ処理を委託しております。小型家電リサイクルに関しましては、国が許可する特定事業者2者での見積り合わせを行って決定しております。

続いて、鉄類、アルミ類、紙類、紙パック、工事後の廃材などの資源ごみに関しましては、一括して、大和町、大郷町、大衡村の古物商許可を持った複数事業者による見積り合わせによって、事業者を決定しているところであります。この委託に関しましては、鉄類、アルミ類の中に不純物が混入し、市場価値がない資源ごみなどもありますので、そのような物を含めて、有償、無償にかかわらず全ての資源ごみを引き取るようにという契約内容となっております。

このように、当組合の資源ごみリサイクルにつきましては、今後も循環型社会形成推進のため適切に実施してまいりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

- 議長（犬飼克子君） 再質問、答弁は、質問席、答弁席にてお願いいたします。7番千坂裕春君。
- 7番（千坂裕春君） 今回の私の一般質問の趣旨は、やはり新聞報道などにより、一部の行政などで、先ほども言ったとおり独占されたり、買取り業者が回収したものを無償で提供したりするという事案があったので、じゃあ、当組合ではどのような処理をされているのか、適正にされているのかという疑問を持ち、質問させていただいたところ、公正、競争性も持ったリサイクルのごみを売払いしているということで確認できました。これからも、多くの適正な、分別されたごみを回収され、今以上の収益が出るような形でやっていただければと思いますが、所感があれば理事長のほう再答弁をお願いします。

○議長（犬飼克子君） 理事長浅野俊彦君。

○理事長（浅野俊彦君） 再質問をいただきました。今後も循環型社会形成推進のため、公平性と競争性を確保しながら適切に運用してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（犬飼克子君） 以上で、7番千坂裕春君の一般質問を終了します。次に、3番鎌田暁史君。

○3番（鎌田暁史君） 3番鎌田暁史でございます。

通告した内容に従いまして、質問を行います。

新病院の誘致に伴う公立黒川病院への影響について。

県の4病院再編構想では、東北労災病院と県立精神医療センターを合築して富谷市への移転を検討しており、富谷市は合築した新病院の誘致実現に向けて取り組まれております。以下について質問を行います。

①新病院と公立黒川病院の機能分担や連携についてどのように想定しているか、執行部の考えを伺います。

②新病院の誘致に伴い、公立黒川病院への影響を心配する声が寄せられております。具体的には公立黒川病院への財政支出の減額や、診療科の数、医師数、ベッド数などが減り、現在の医療サービスが後退するのではないかとということでございます。最低でも現状の医療サービスが維持されることが望ましいと考えます。執行部の認識について伺います。

③黒川地域においては、現存する公立黒川病院の救急医療体制を強化すべきではないかと考えます。執行部の認識について伺います。

以上です。

○議長（犬飼克子君） 答弁を求めます。理事長浅野俊彦君。

○理事長（浅野俊彦君） それでは、鎌田暁史議員の質問にお答えをいたします。

1点目の、新病院と公立黒川病院の機能分担や連携についての御質問にお答えをいたします。

このことにつきましては、現在移転の話が出ている東北労災病院なども含めまして、今後も仙台市内あるいは大崎市の基幹病院との連携を図りながら、受診者を必要に応じてより高度な医療を提供する病院へ紹介することや、その後の転院先との連携を図るなど、御利用者の皆様に信頼されるようなサービスを提供してまいります。

大規模病院と競争するのではなく、それぞれ役割を分担することにより連携・協力を図ってまいります。具体的には、地域包括ケア病床・回復期リハビリテーション病床の稼働率の上昇を図るために基幹病院との連携を強化し、そこからの紹介患者数が増加するよう働きかけてまいります。

このように今後も、地域医療の中核として運営していけるような指定管理者と協力し、開設者としての役割を果たしてまいりたいと考えております。

続いて、2点目の新病院の誘致に伴う公立黒川病院への影響の御質問についてお答えをさせていただきます。

質問された具体的な事項について、それぞれお答えさせていただきます。

まず、財政支出の減額についてですが、質問の趣旨から地域医療振興協会への運営交付金と解釈いたしました。運営交付金につきましては、当組合と地域医療振興協会との間で取り交わした運営交付金交付要綱の中で、年間総額8,000万円と定めておりますので、協定期間である令和17年度までは、外部状況の変化による交付金の減少などはございません。

また、病院事業会計に対する財政支出に関しましては、企業債の償還金の増減及び医療機器・設備の更新・施設修繕などにより、年度によって多少増減することがございますので、その点に関しましては御理解いただきたいと思います。

次に、診療科の数についてですが、条例で定めております標榜科目17科の中で、現状では、消化器科・心療内科・こう門科につきましては専門医の不在により対応できないのが現状でございます。

その代わりとしまして、総合診療医などが対応し、必要があれば基幹病院等への紹介を行っておりますので、今後は現状の14科についての診療を維持することに努めるとともに、地域の皆様のニーズを把握し、在宅医療の充実や総合診療科などの設置を進めてまいります。

続きまして、医師数についてですが、今後も東北大学病院や東北医科薬科大学病院、宮城県など関係機関との連携を深めまして、必要な医師の派遣・診療支援を受けられるよう努めてまいります。

最後に、ベッド数に関してですが、基本的には現状維持に力を入れてまいります。ただし、東北労災病院の移転が実現した際には、入院患者数の減少などその時の状況に応じて、経営及び医療サービスの質を維持するため、現状のベッド数にこだわらず柔軟に対応したいと考えております。

続いて、3点目の救急医療体制の強化の御質問にお答えをいたします。

公立黒川病院は、救急告示病院として引き続き救急医療体制を維持することを基本といたしますが、東北労災病院の移転が実現した場合には、連携を密に取り、地域全体の救急医療体制の強化に協力してまいります。

このように、将来的に黒川病院の置かれた状況は大きく変化することが予測されますが、その都度柔軟に対応し、地域の皆様のニーズに応えられるよう、関係市町村と指定管理者、さらに当組合の3者が連携して今後も運営してまいりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

なお、本日の全員協議会において、このことに関連する公立黒川病院経営強化プラン（案）について、担当の方から説明させますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（犬飼克子君） 再質問、答弁は、質問席、答弁席にてお願いいたします。3番鎌田暁史君。

○3番（鎌田暁史君） 黒川病院の財政支出について、1点再質問を行います。

去年の3月3日の富谷市の市議会の議事録を見ますと、このようなやり取りがございました。議員の方からの質問で、新病院が目指す機能に災害医療として黒川地区初の災害拠点病院としての貢献が上げられているが、黒川地区全体で応分の負担をする考えは。という質問に対しまして、市長さんがこのように答弁をされております。本市といたしましては、新病院に災害医療及び救急医療などの機能が整備されることで、黒川地域全体としての医療体制強化にもつながることから、移転が正式に決定した後、可能な範囲で協力を求めていきたいと考えております。このような御答弁でございました。それで、可能な範囲で協力を求めていきたいということがありまして、これは黒川地域の各市町村に財政的な協力を求めるというふうには私は考えております。このために、黒川病院への現状の財政の支出とバランスを取るような形で現行の支出額に影響があるかどうか、その点をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（犬飼克子君） 理事長浅野俊彦君。

○理事長（浅野俊彦君） 鎌田暁史議員からの再質問にお答えをしたいと思っております。

今現状まだ正式な決定となっておりません。正式な決定となりましたら、適宜内容のほうを理事会でも協議をして対応策を検討したいと思っております。今のところ申し上げるのは以上でございます。

御理解をお願いいたします。

○議長（犬飼克子君） 以上で、3番鎌田暁史君の一般質問を終了いたします。

日程第4 議案第1号 黒川地域行政事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○議長（犬飼克子君） 日程第4、議案第1号黒川地域行政事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。助役鎌田節夫君。

○助役（鎌田節夫君） 御説明申し上げます。

議案書の1ページから2ページをお開き願います。

議案第1号黒川地域行政事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

このことにつきましては、地方自治法の一部改正並びに総務省の通知により、令和6年4月1日から、地方公共団体の会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給することとされたので、所要の改正をするものでございます。

別冊の条例議案新旧対照表の1ページから2ページをお開き願います。

第3条につきましては、会計年度任用職員の給与について勤勉手当を加えるもの。

第16条の2については、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給規程について新設するもの。

第25条の2については、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給規程について新設するもの。

第32条については、会計年度任用単純労務職員の給与について勤勉手当を加えるもの。

この条例は令和6年4月1日から施行するもの。

以上でございます。

○議長（犬飼克子君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより日程第4、議案第1号黒川地域行政事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（犬飼克子君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第2号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（犬飼克子君） 日程第5、議案第2号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。助役鎌田節夫君。

○助役（鎌田節夫君） 御説明申し上げます。

議案書3ページをお開き願います。

議案第2号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

このことにつきましても、議案第1号と同様の理由によりまして、育児休業をしている会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給するための所要の改正をするものでございます。

別冊の条例議案新旧対照表の3ページをお開き願います。

第7条については、地方公務員法第22条の2第1項に掲げる職員、つまり会計年度任用職員を除く条文を削除するもの。

第8条については、条文の整理をするもの。

この条例は令和6年4月1日から施行するもの。

以上でございます。

○議長（犬飼克子君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより日程第5、議案第2号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（犬飼克子君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第3号 公立黒川病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

○議長（犬飼克子君） 日程第6、議案第3号公立黒川病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。業務課長田中孝幸君。

○業務課長（田中孝幸君） それでは、議案書4ページを御覧ください。

議案第3号公立黒川病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例でございます。

こちらに関しましては、現在、黒川病院の窓口精算が混雑しているという話がございます。その緩和のために医療費後払いシステムというものを導入させていただきます。指定管理者のほうで3月から導入させていただきたいということで準備を進めているものでございます。それに対応しました条例の改正ということでございます。

新旧対照表4ページを見ていただきます。

現在の条例ですと、病院での使用料等は診療を受けた当日に支払うという条例となっております。そういう条例ですと後払いシステムの導入ができないということで、そのための条例改正ということでございます。こちらの条例を改正することによりまして、システムの導入と、また今後、今、いろいろな決済システムがあります。カード決済ですとか電子決済、そちらのほうにも対応しやすくなるということで、今回の条例改正をさせていただくものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（犬飼克子君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。5番千坂博行君。

○5番（千坂博行君） 今、説明いただきましたが、いろいろな支払い方法があるということですが、具体的に、例えば振込ができるとか、また、今と同じようにその場所に行かなくてはいけないというところで、大体タクシーを利用してくる年配の方が多いので、また来るといふふうになると二度手間になりますよね。そうしたらもうその場で払ったほうが良いということになると思いますので、その辺って、もしもっと詳しく知っているのであれば教えていただきたいと思います。

○議長（犬飼克子君） 業務課長田中孝幸君。

○業務課長（田中孝幸君） 今回、病院の指定管理者のほうで進めております医療費後払いシステムなんですけれども、こちらに関しましては、あらかじめ口座を登録していただくというものでございます。口座を登録していただきまして、月1回登録口座から利用料金を引かせていただくということになります。御家族で何人も黒川病院を御利用する方がおるといふことであれば、家族全員の利用料金を一括で月1回支払っていただくというようなシステムとなっております。

システム的には2つの登録の仕方がございまして、病院窓口で必要書類に記入しまして郵送して

いただいて登録するやり方と、ウェブによるスマホでの登録という2つのやり方がございまして、利用する方にとって都合のいいほうをどちらか選んでいただいて登録していただくということになります。そうしますと、診療を受けた日に会計を待たずそのまま帰っていただけるというものでございます。

以上でございます。

○議長（犬飼克子君） よろしいですか。ほかにありませんか。（「なし」の声あり）なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより日程第6、議案第3号公立黒川病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（犬飼克子君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第4号 令和5年度黒川地域行政事務組合一般会計補正予算（第5号）

○議長（犬飼克子君） 日程第7、議案第4号令和5年度黒川地域行政事務組合一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。朗読を省略し、内容の説明を求めます。財政課長日野正樹君。

○財政課長（日野正樹君） 議案書5ページを御覧願います。

議案第4号令和5年度黒川地域行政事務組合一般会計補正予算（第5号）について御説明いたします。

第1条は歳入歳出予算の補正でございまして、歳入歳出予算、歳入歳出それぞれ3,194万円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を25億3,895万1,000円とするもので、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

第2条は繰越明許費でございまして、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は第2表繰越明許費によるものでございます。

第3条は債務負担行為の補正でございまして、債務負担行為の追加は第3表債務負担行為補正によるものでございます。

続きまして、6ページから7ページを御覧願います。

第1表歳入歳出予算補正は歳入歳出それぞれ3,194万円の減額でございますが、詳細については後ほど、別冊の令和5年度各種会計補正予算に関する説明書で御説明いたします。

続きまして、8ページを御覧願います。

第2表繰越明許費は、消防費の災害対応特殊消防ポンプ自動車更新事業につきまして、年度内の履行が難しいことから繰越明許費を設定させていただくものでございます。

第3表債務負担行為補正は、表に記載の事項、期間及び限度額にて債務を負担する行為をすることができる事項を追加させていただくものでございます。

続きまして、別冊の令和5年度各種会計補正予算に関する説明書により御説明いたします。

説明書の3ページを御覧願います。

初めに、歳入予算を御説明いたします。

1款1項1目市町村負担金は、6,142万4,000円の減額でございます。当初負担金の額から増額にならないように調整するものでございます。

なお、消防費につきましては、執行見込額による減額と、規約により令和5年度の消防費の基準財政需要額の市町村の割合で再算定するものでございます。

2款2項2目消防手数料から5款1項2目利子及び配当金までは収入見込みにより調整するものでございます。

5款2項1目物品売払い収入は、救助工作車として使用していた公用車の売払い額を計上するものでございます。

6款1項1目基金繰入金は、歳出の執行見込みにより基金繰入額を減額するものでございます。

7款1項1目繰越金は、令和4年度の繰越金を計上するものでございます。

5ページを御覧願います。

8款3項1目消防費受託事業収入は、収入見込みにより調整するものでございます。

8款4項1目雑入、再資源物売払い代は、管理センターでの再資源物売払いの見込みにより、公有建物災害共済金は、令和5年5月8日に発生しました環境管理センター粗大ごみ処理施設の火災の災害共済金、公有建物災害見舞金は、令和4年3月16日に発生しました福島県沖を震源とする地震の災害見舞金を計上するものでございます。

9款1項2目消防費債は、起債対象事業費の確定により減額するものでございます。

6ページを御覧願います。

歳出につきましては、執行見込みにより調整するもので、増額の主な内容について御説明いたし

ます。

給料、職員手当等及び共済費につきましては、執行見込みにより調整させていただくものでございます。

2款1項3目財政管理費の積立金は、歳出の執行見込みの減額分を財政調整基金に積立でするものでございます。

7ページを御覧願います。

4款1項2目火葬場費の消耗品費及び燃料費は、火葬件数の見込増により増額するものでございます。

8ページを御覧願います。

4款2項2目ごみ処理費の修繕料は、施設の緊急対応修繕料の執行見込みにより。備品購入費は、使用している備品の破損等により計上するものでございます。

9ページを御覧願います。

5款1項1目常備消防費の消耗品費は、新規採用職員の被服購入費の執行見込みにより。使用料及び賃借料は、寝具借入れ料の執行見込みによるものでございます。

以上、令和5年度一般会計補正予算の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（犬飼克子君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより日程第7、議案第4号令和5年度黒川地域行政事務組合一般会計補正予算（第5号）を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（犬飼克子君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第5号 令和5年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計補正予算（第2号）

○議長（犬飼克子君） 日程第8、議案第5号令和5年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。財政課長日野正樹君。

○財政課長（日野正樹君） 議案書11ページを御覧願います。

議案第5号令和5年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

第1条は歳入歳出予算の補正でございまして、歳入歳出それぞれ136万6,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を1,306万1,000円とするもので、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

12ページを御覧願います。

第1表歳入歳出予算補正は、歳入歳出それぞれ136万6,000円の減額でございまして、詳細については、補正予算に関する説明書により御説明いたします。

補正予算に関する説明書の22ページを御覧願います。

初めに、歳入予算を御説明いたします。

1款1項1目市町村負担金は、239万円の減額でございまして、執行見込みにより減額するものでございます。

2款1項1目繰越金は、令和4年度の繰越金を計上するものでございます。

次に、歳出予算を御説明いたします。

1款1項1目介護認定審査会費の給料及び職員手当等については、執行見込みにより調整させていただくものでございます。

その他の経費については執行見込みにより減額するものでございます。

以上、令和5年度介護認定審査会特別会計補正予算の説明を終わります。よろしく御願いたします。

○議長（犬飼克子君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

日程第8、議案第5号令和5年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（犬飼克子君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第6号 令和5年度黒川地域行政事務組合病院事業会計補正予算（第1号）

○議長（犬飼克子君） 日程第9、議案第6号令和5年度黒川地域行政事務組合病院事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。業務課長田中孝幸君。

○業務課長（田中孝幸君） それでは、議案書13ページを御覧ください。

議案第6号令和5年度黒川地域行政事務組合病院事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

このことにつきましては、第2条で令和5年度黒川地域行政事務組合病院事業会計予算第2条に定めました業務の予定量につきまして補正するものでございます。

業務予定につきましては、指定管理者に経営を委ねておりますことから、指定管理者より提出されました予定数値を基に計画、計上しております。

（2）年間患者数の入院数につきましては、補正前4万8,678人に対しまして、現在の入院利用実績に合わせまして利用者減の4万1,358人にしております。外来患者数につきましては、補正前患者数7万320人に対しまして、利用者減の5万3,619人としております。

続いて（3）一日平均患者数につきましては、補正前の入院患者数133人に対しまして、113人を見込んでおります。外来につきましては、補正前240人に対して、183人を見込むものでございます。

次に（4）主な建設改良事業、医療機器整備事業でございますが、予定しておりました機器の契約が完了し、金額が確定したことを受けまして、補正前の5,022万6,000円から4,844万3,000円に減額しております。

続きまして、3条でございます。3条では、予算第3条に定めました収益的収入及び支出の予定額について補正するものでございます。

まず、収入でございます。第1款病院事業収益におきまして126万3,000円を追加し、補正後の予算額を2億184万7,000円とするものでございます。

次に、支出でございます。第1款病院事業費用において126万3,000円を追加し、3億6,286万2,000円を予定額とするものでございます。

14ページを御覧ください。

第4条につきましては、予算4条に定めた資本的収入及び支出の予定額について補正をお願いす

るものでございます。

まず、収入でございます。第1款資本的収入において301万4,000円を減額し、補正後の予定額を3億8,938万4,000円とするものでございます。

次に支出ですが、第1款資本的支出において301万4,000円を減額し、補正後の予定額を3億8,938万4,000円とするものでございます。

第5条では、予算9条に定めました関係市町村からの補助を受ける金額について、資本的勘定から収益的勘定への予算の組替えをお願いするものでございます。具体的には14ページ上の表の資本的収入を121万4,000円減額しまして、13ページ下の表の収益的収入に追加するものでございます。市町村ごとの補正額については御覧のとおりとなっております。

15ページを御覧ください。

トータルのには、関係市町村の負担金に変更はなく4億4,710万9,000円のままでございます。

議案書につきましては以上でございます。

詳しくは別冊にあります補正予算に関する説明書にて御説明いたします。

27ページを御覧ください。

令和5年度補正予算実施計画明細書収益的収入及び支出でございます。

収入の部、1款病院事業収益は126万3,000円増額となります。そのうちの2項医業外収益につきましては、121万4,000円を増額するものです。その内訳としまして2目の他会計負担金となります。3項1目特別利益につきましては、地震災害に対する建物共済見舞金としての4万9,000円を増額するものでございます。

次に、下の段の表でございます。支出であります。1款1項1目給与費については、人事異動等により改めて精査しまして12万6,000円の減額をしたものでございます。3目経費につきましては、事業執行の確定と今後の救急の医療機器や設備に係る修繕等に備えまして、113万7,000円の増額をお願いするものでございます。

その下の表を御覧ください。

資本的収入及び支出でございます。

まず、上段の収入でございます。1款1項関係市町村支出金につきましては、下段の支出における所要額の確定を踏まえまして、関係する市町村出資金を121万4,000円減額しまして、2項企業債を180万円減額するものでございます。

次に、下段の支出でございます。1項1目企業債償還金につきましては、昨年度整備しました医

療機器の起債額が確定したことによる調整で23万1,000円を減額するものでございます。2項1目建設改良費につきましては、医療器械購入の事業額が確定してことにより178万3,000円を減額するものです。3項1目リース資産購入費につきましては、今年度新たにリースにより購入した医療機器はございませんでしたので100万円を減額するものでございます。

28、29ページにつきましては、給与費明細書となっておりますので後ほど御参照いただければと思います。

以上が、令和5年度病院事業会計補正予算の内容であります。よろしくお願いたします。

○議長（犬飼克子君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

日程第9、議案第6号令和5年度黒川地域行政事務組合病院事業会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（犬飼克子君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。再開は11時10分といたします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（犬飼克子君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第10 議案第7号 令和6年度黒川地域行政事務組合一般会計予算

○議長（犬飼克子君） 日程第10、議案第7号令和6年度黒川地域行政事務組合一般会計予算を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。財政課長日野正樹君。

○財政課長（日野正樹君） それでは、議案書の16ページを御覧願います。

議案第7号令和6年度黒川地域行政事務組合一般会計予算について御説明いたします。

第1条は歳入歳出予算でございます。1項は歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億4,564万円と定めるものでございます。2項は歳入歳出予算の款項の区分及び金額は、第1表歳入

歳出予算によるものでございます。

第2条は債務負担行為でございまして、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為によるものでございます。

第3条は地方債でございまして、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は第3表地方債によるものでございます。

第4条は一時借入金でございまして、一時借入金の借入れの最高額を4億円と定めるものでございます。

第5条は歳出予算の流用でございまして、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給与、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用と定めるものでございます。

それでは、17ページ、18ページを御覧願います。

第1表歳入歳出予算は、歳入歳出それぞれ32億4,564万円と定めるものでございますが、詳細については後ほど別冊の令和6年度各種会計予算に関する説明書で御説明いたします。

それでは、19ページを御覧願います。

第2表債務負担行為は2件を定めるものでございます。1件目は、し尿処理施設整備事業において生活環境影響調査業務を2か年事業で行うため定めるものでございます。2件目は、ごみ焼却施設の無停電電源装置の更新工事を2か年事業で行うため定めるものでございます。

第3表地方債は3件を定めるものでございまして、1件目、粗大ごみ処理施設整備工事は、債務負担行為を設定させていただいた火災被害復旧工事及びV S モーター更新整備工事でございます。2件目、消防車両更新事業は、災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車更新事業及び指揮車更新事業でございます。3件目、消防本部・黒川消防署新消防庁舎建設事業でございます。総額7億2,670万円の地方債について、それぞれの限度額、起債の方法、利率及び償還の方法につきまして記載のとおり定めるものでございます。

続きまして、別冊の令和6年度各種会計予算に関する説明書により御説明いたします。

説明書の3ページを御覧願います。

初めに、歳入予算を御説明いたします。

1款1項1目市町村負担金につきましては、組合規約第16条第2項の定めるところにより、構成市町村の負担金を定めるものでございます。

4ページを御覧願います。

2 款使用料及び手数料につきましては、それぞれの条例による使用料、手数料収入でございます。黒川浄斎場使用料、行政財産目的外使用料、し尿処理施設での処分手数料、消防事務の危険物施設及び火薬類消費許可申請に係る手数料でございます。

3 款 1 項 1 目衛生費国庫補助金、循環型社会形成推進交付金につきましては、循環型社会形成の推進に必要な廃棄物処理施設の整備事業等を実施するための補助金で、し尿処理施設整備事業に係る補助金でございます。廃棄物処理施設モニタリング事業費補助金につきましては、一般廃棄物最終処分場の放射性セシウム検査に対する補助金でございます。2 目消防費国庫補助金につきましては、緊急消防援助隊に登録しております災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車の更新事業に対する補助金でございます。

4 款 1 項 1 目消防費県委託金につきましては、権限移譲事務交付金でございます。

5 ページを御覧願います。

5 款 1 項 1 目財産貸付収入につきましては、組合財産の貸付収入でございます。2 目利子及び配当金につきましては、財政調整基金の預金利子収入でございます。

6 款 1 項 1 目財政調整基金繰入金につきましては、財源調整として財政調整基金の繰入れを計上するものでございます。

7 款 1 項 1 目繰越金につきましては、前年度同額を計上するものでございます。

8 款 1 項 1 目組合預金利子につきましては、歳計現金の預金利子でございます。

6 ページを御覧願います。

8 款 2 項 1 目の公営企業貸付金元利収入につきましては、公立黒川病院へ貸し付けております貸付金の元利収入でございます。

8 款 3 項 1 目消防費受託事業収入につきましては、高速道路の救急業務に対する支弁金でございます。

8 款 4 項 1 目雑入につきましては、ごみ処理施設での再資源売払い代、再商品化配分金などがございます。

9 款組合債につきましては、第 3 表の地方債で御説明申し上げた内容と同一でございますので、説明は割愛させていただきます。

歳入は以上でございます。歳出につきましては、各部門より御説明いたします。

まず、7 ページを御覧願います。

歳出につきまして御説明申し上げます。

初めに、1款議会費1項1目議会費でございますが、議会運営に要します経費といたしまして、前年度と比較し4万8,000円減の264万円の計上でございます。

次に、2款総務費1項1目一般管理費でございますが、前年度と比較し1,063万1,000円減の1億3,567万5,000円の計上でございます。減額の要因といたしましては、人件費におきましては、前年度より1人増の計上でございますが、業務に……すみません、2款総務費1項1目一般管理費でございますが、前年度と比較しまして1,063万1,000円減の1億3,467万5,000円の計上でございます。申し訳ありませんでした。減額の要因といたしましては、人件費におきまして前年度より1人増の計上、業務に使用するパソコンの更新による購入経費の計上によるものでございます。1節報酬につきましては、理事会、情報公開・個人情報保護審査会の報酬でございます。2節給料から3節職員手当等。8ページにまいりまして、4節の共済費までが、特別職1人、一般職は前年度から1人増の12人の人件費としまして合計9,924万4,000円を計上しております。8節旅費につきましては、情報公開・個人情報保護審査会委員の費用弁償、職員研修等に係る普通旅費でございます。9節につきましては、理事会、理事長交際費でございます。10節需用費につきましては、事務消耗品、庁舎維持に係る燃料費、光熱水費、例規集追録に係る印刷製本費、公用車1台に係る燃料費でございます。11節役務費につきましては、電話料等の通信運搬費、職員健康診断料、火災保険料及び自動車保険料でございます。

9ページにまいりまして、12節委託料につきましては、サーバー及びパソコン等、電算機器の保守委託経費が主なもので、そのほか、労働安全衛生関係、事務所、庁舎の施設保守、給与計算の委託経費、ホームページのリニューアル経費でございます。13節使用料及び賃借料につきましては、サーバー及びパソコン等、電算機器関係の賃借料が主なもので、そのほか例規関係のシステム、ソフトウェアの使用料の経費でございます。17節備品購入費につきましては、クライアントパソコンの更新に係る購入経費でございます。

10ページにまいりまして、18節負担金、補助及び交付金につきましては、職員の研修に係る経費が主なものでございます。

次に、2目の文書広報費でございます。前年度と比較しまして1万4,000円増の335万2,000円を計上しております。増額の要因といたしましては、印刷用紙の値上がりによる印刷単価の増によるものでございます。10節需用費につきましては、広報誌の年4回発行に要する印刷経費でございます。3目の財政管理費につきましては658万3,000円を計上しております。財政調整基金、運用利子、病院事業貸付金の元金利子の償還金を財政調整基金へ積み立てる経費を計上しております。4目公

平委員会費には、県人事委員会への事務委託経費を計上しております。

次に、2款2項1目監査委員費でございますが、監査に要する経費といたしまして35万8,000円の計上でございます。

以上が議会費と総務費でございます。よろしくお願いたします。

○議長（犬飼克子君） 業務課長田中孝幸君。

○業務課長（田中孝幸君） それでは、引き続き10ページを御覧願います。

下のほうにございます3款民生費でございます。老人ホーム入所判定委員会の運営に要する経費でございます。予算額8万円で前年度と同額の計上となっております。年3回の開催を予定しまして、それに対します委員の報酬及びその他事務経費となっております。委員ですけれども、医師が2名、その他の福祉関係者が3名、市町村担当課長4名、計9名で構成されておるものでございます。

続きまして、11ページを御覧ください。

衛生費でございます。4款1項1目保健衛生総務費は、業務課の衛生部門に係る経費でございます。前年度と比較しまして500万6,000円の減となっております。減額の主な要因としましては、人件費による減額が大きな要因でございます。

12ページを見ていただきまして、10節需用費には実績により計上させていただいております。

なお、業務課には公用車が2台ございます。普通乗用車と軽自動車、そのうちの来年度が普通乗用車が車検の年となっております。その他の項目につきましては御覧のとおりでございますので、後ほど御確認いただければと思います。

続きまして、12ページを御覧ください。4款1項2目火葬場費でございます。こちらは黒川浄斎場の運営経費でございます。前年度と比較しまして287万1,000円の増となっております。黒川浄斎場の施設管理につきましては、民間に委託しておりますので人件費の計上はございません。増額の主な要因としまして、10節需用費の燃料費が、火葬件数の増加により火葬用灯油の消費量が増加しておりますので、その分増加しておるものでございます。

また、12節委託料の火葬等業務委託が、令和6年度から新規に契約されるということで、予算計上の際には見積額で計上されておるため、そのための増額となっております。さらに、13節使用料及び賃借料でございますが、こちらにはLED照明機器賃借料が新たに1年分で計上されております。令和5年度は半年分の計上でしたが、来年度は1年分で計上されておるというものでございます。

続いて、14節工事請負費でございますが、こちらは計画的な火葬炉の修繕でございます。そのほかに駐車場の区画線ラインの補修工事が新たに計上されております。

その他の項目につきましては、資料のとおりでございますので御確認いただければと思います。続きまして、13ページを御覧ください。

4款2項清掃費でございます。その中のまず1目し尿処理費でございます。こちらは環境衛生センターの運営経費となっております。前年度と比較しまして1,943万2,000円の増額となっております。環境衛生センターの施設管理につきましては、こちらも民間に委託しておりますことから、人件費の計上はございません。10節需用費でございますが、こちらはし尿処理施設の運転管理に必要な燃料、消耗品、光熱水費及び水質の保全に必要な薬品等を実績により積算して計上させていただいております。予算増額の主な要因でございますが、12節委託料のし尿処理施設整備事業関連の委託業務であります。令和5年度から継続して事業させていただいております、施設整備基本計画策定業務委託とPFI等導入可能性調査業務委託、さらに、令和6年度から新たに追加されます生活環境影響調査業務委託、地質地歴調査業務委託などの事業が予定されておりますので、それによる増額計上となっております。

14ページにございます、14節工事請負費を御覧ください。

こちらにつきましては、施設の処理能力を維持するために、し尿処理施設の計画的な修繕工事と、今回はコンベヤーチェーンなど、摩耗等により修繕が必要になったケースコンベヤーを修繕する工事を予定させていただいております。

その他の項目につきましては、資料のとおりでございますので御覧ください。

続きまして、14ページでございます。

4款2項2目ごみ処理費でございます。こちらは環境管理センターのごみ焼却施設及び粗大ごみ処理施設などの運営経費となっております。前年度と比較しまして8,848万9,000円の増額となっております。

まず、人件費でございますが、環境管理センター職員10名と、会計年度任用職員7名の計17名分の人件費となっております。予算増額の要因としまして、まず、10節需用費の中に消耗品費がございましたが、その中に含まれております、焼却施設で使用する機械部品等の購入費がございました。新規焼却施設建設から7年目となることから、今後、消耗部品の交換が必要な箇所が増加してくるということで、消耗部品をこれまでより多く購入させていただくということでございます。

15ページを御覧ください。

12節委託料でございますが、令和6年度より新たにペットボトル減容施設運転管理業務委託を実施させていただきます。これにより適切な施設運営を実施するものでございます。

続いて、16ページを御覧ください。

14節工事請負費でございます各工事項目につきましては、施設維持のための計画的な工事となっております。その中で、粗大ごみ処理施設火災被害復旧工事につきましては、令和5年5月に起きました火災被害の復旧工事となりますので、こちらが増額の主な要因となっております。

その他の項目につきましては、資料のとおりでございますので御確認いただければと思います。

続きまして、4款2項3目最終処分場費でございます。こちらは一般廃棄物最終処分場の運営経費となっております。前年度と比較しまして2,392万1,000円の増額となっております。10節需用費につきましては、施設の管理運営に必要となります燃料費、光熱水費、消耗品費、また、適切な水処理を行うための薬品等の購入費となっております。こちらの実績で計上させていただいております。

17ページを御覧ください。

予算増額の主な要因としまして、14節工事請負費の施設の維持管理に必要となります各工事につきましては、例年計画的に行っておりますが、施設の稼働から27年が経過しているということで、浸出水処理施設整備工事におきまして中央操作室の電気系統の整備が必要となりまして、こちらが2か年にわたって計画的に整備をさせていただくというものでございます。さらに、18節備品購入費でございますが、こちらにおきまして、こちら27年間使用してまいりました老朽化した重機でありますホイールローダー、こちらを新規に購入させていただくということで、この2点が予算増額の主な要因となっております。

その他の項目につきましては、資料のとおりでございますので御確認いただければと思います。

以上が、令和6年度の衛生費の当初予算でございます。よろしく願いいたします。

○議長（犬飼克子君） 次に、消防次長高橋 正君。

○消防次長（高橋 正君） それでは、5款消防費について御説明申し上げます。

引き続き、説明書17ページを御覧願います。

1項1目常備消防費につきましては、前年度と比較しまして1,716万9,000円減の11億7,181万円の計上でございます。

詳細については、節ごとに御説明いたします。

2節から4節までは、消防職員151人に係る人件費でございます。

18ページ中段を御覧願います。

7節報償費につきましては、管内に在籍する中学生を対象としましたポスターコンクールの参加記念品代でございます。8節旅費につきましては、職員の会議、各種研修等に要します経費でございます。前年度と比較しまして66万2,000円の増でございます。9節の交際費につきましては、前年度と同額の計上でございます。10節需用費につきましては、事務消耗品費、被服費、現場活動に必要な各種消耗品費、施設燃料費、修繕料及び薬品費などの経費で、前年比394万円の増額、5,527万7,000円の計上でございます。増額の主な要因につきましては、被服費及び救急活動に係る各種消耗品費の増加によるものでございます。

続きまして、19ページを御覧願います。11節役務費につきましては、通信運搬費のほか電気工作物保安点検などの各種点検検査手数料及び職員健康診断料の経費で、前年比106万7,000円減の1,346万3,000円の計上でございます。減額の主な要因につきましては、これまで消防指令センターでの指令業務に関わっておりました各種電話回線利用料を、総務管理費から通信設備管理費へ細目替えしたことによるものでございます。

12節委託料につきましては、前年比33万4,000円減の520万4,000円の計上でございます。13節使用料及び賃借料につきましては、各種機器の賃借料などございまして、LED照明機器賃借料につきましては、消防本部庁舎を除く消防庁舎3署所分を賃借するもので、ほか当直勤務者用の寝具賃借料や、4署所に配置する庁舎用のAED賃借料などございます。15節原材料費につきましては前年度と同額の計上でございます。17節備品購入費につきましては、救急隊が使用する除細動器や、化学防護服等各種資機材を計画により更新するものでございます。

引き続き、19ページから20ページにかけて御覧願います。

18節負担金、補助金につきましては、前年比87万4,000円増の973万6,000円の計上でございます。増額の要因につきましては、宮城県救急搬送情報共有システムの情報内容等の更新事業によるものでございます。22節償還金につきましては、さきに宮城県から交付されております移譲事務交付金の実績における差額の返還でございます。

以上が、1日常備消防費でございます。

引き続き、20ページ中段から21ページにかけて御覧願います。

2目消防施設費につきましては、通信設備管理費、公用車管理費及び庁舎建設事業費の予算となりますが、前年度と比較しまして5億6,649万7,000円増の8億6,738万円の計上でございます。増額の要因につきましては、新消防庁舎建設工事費及びその関連経費でございます。

次に、節ごとに御説明申し上げます。

10節需用費、11節役務費につきましては、おおむね例年どおりの事業内容の計上でございますが、指令システムプリンター関連の経費が、これまで総務管理費としておりましたものを通信設備管理費に細目替えることにより112万円の増額となっております。また、通信運搬費につきましても、各種電話回線利用料を総務管理費から通信設備管理費に細目替えしたことにより733万1,000円の増額となっております。12節委託料につきましては、高機能消防指令システム及び消防救急デジタル無線更新事業が完了してから2年目を迎えますことにより、保守業務委託料としまして1,977万2,000円を計上するものでございます。17節備品購入費につきましては、各種無線機の更新としまして11万2,000円、公用車購入としまして、黒川消防署配置の水槽付消防ポンプ自動車及び指揮車の各1台を更新するものでございます。

以上が、2目消防施設費でございます。

以上、5款消防費の合計でございますが、前年度対比5億4,932万8,000円増の20億3,919万円をお願いするものでございます。

これで5款消防費の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（犬飼克子君） 次に、財政課長日野正樹君。

○財政課長（日野正樹君） 引き続き、21ページを御覧願います。

6款1項公債費につきましては、金融機関等への元金償還及び利子支払い額を計上するものでございます。

22ページを御覧願います。

7款予備費につきましては、地方自治法第217条の規定により計上するもので、前年度同額を計上するものでございます。

なお、23ページから32ページまでは給与費明細書、33ページから40ページまでは債務負担行為に関する調書、40ページは地方債に関する調書を記載しております。

以上、令和6年度一般会計予算の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（犬飼克子君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。ありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより日程第10、議案第7号令和6年度黒川地域行政事務組合一般会計予算を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（犬飼克子君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第8号 令和6年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計予算

○議長（犬飼克子君） 日程第11、議案第8号令和6年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計予算を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。業務課参事佐藤初雄君。

○業務課参事（佐藤初雄君） それでは、議案第8号令和6年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計予算について御説明いたします。

議案書20ページを御覧願います。

第1条につきましては、予算の規模であります。特別会計歳入歳出をそれぞれ1,425万3,000円とするものでございます。

議案書につきましては以上でございます。

次に、別冊の令和6年度各種会計予算に関する説明書42ページをお開き願います。

歳入歳出の総括で前年度と比較しまして14万円の減となっているものでございます。

43ページを御覧願います。

歳入については、おおむね市町村負担金となっております。総額で1,423万7,000円となっております。市町村ごとの負担金については表記のとおりとなっておりますので御覧願います。

44ページを御覧願います。

歳出につきましては、令和6年度における審査回を105回と想定しております。

1節報酬につきましては、その105回の審査会及び年度初めに行います全体会の委員40名に対する報酬でございます。2節給料から4節共済費までは、業務課職員4名が兼務で事務処理に当たっておりますが、主に担当しております1名の人件費をこちらのほうに計上しているものでございます。7節報償費でございますが、任期2年の審査会の委員について、7年度、再来年度ということになります。7年度からの委員予定者の方々について、4月からスムーズに審査判定していただけるように、事前研修会を受けていただく際の謝金となっております。こちらにつきましては、まだ委員前ということでこちらのほうに計上しているものでございます。8節旅費から13節使用料及び賃借料までは、審査会の開催に要する経費を各節ごとに計上しているものでございます。

なお、45ページ以降につきましては、審査委員報酬と職員給与費の明細書でございますので御参
照願います。

以上が、令和6年度介護認定審査会特別会計予算でございます。よろしくお願いたします。

○議長（犬飼克子君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。3番鎌田暁史君。

○3番（鎌田暁史君） 43ページの市町村負担金なんですけれども、富谷市と大郷町の負担金が令和
5年度と比較して増えております。一方、大和町と大衡村の負担金は令和5年度と比較して低くな
っております。この理由について教えてください。

○議長（犬飼克子君） 財政課長日野正樹君。

○財政課長（日野正樹君） 介護認定審査会におきます市町村負担金につきましては、組合規約によ
り実績の審査件数により負担金の案分をさせていただいております。今回につきましては、審査件
数が増えたからという理由での増額となっております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（犬飼克子君） よろしいですか。ほかにありませんか。（「なし」の声あり）

ないようですので、これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論
なしと認めます。

これより日程第11、議案第8号令和6年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計予算を
採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（犬飼克子君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第9号 令和6年度黒川地域行政事務組合障害支援区分認定審査会特 別会計予算

○議長（犬飼克子君） 日程第12、議案第9号令和6年度黒川地域行政事務組合障害支援区分認定審
査会特別会計予算を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。業務課参事佐藤初雄君。

○業務課参事（佐藤初雄君） それでは、議案第9号令和6年度黒川地域行政事務組合障害支援区分
認定審査会特別会計予算について御説明いたします。

議案書22ページを御覧願います。

第1条につきましては、予算の規模であります。特別会計歳入歳出をそれぞれ114万2,000円とするものでございます。

議案書につきましては、以上でございます。

次に、別冊の令和6年度各種会計予算に関する説明書52ページをお開き願います。

歳入歳出の総括で前年度と比較しまして2万9,000円の減となっているものでございます。

53ページを御覧願います。

歳入につきましては、おおむね市町村負担金となっており、総額で114万円となっております。市町村ごとの負担金については表記のとおりとなっておりますので御覧願います。

歳出につきましては、令和6年度における審査回数、こちらにつきましては例年どおり12回としております。

1節報酬は、委員10名分の報酬でございます。人件費につきましては、介護認定審査会同様、業務課が兼務で行っておりますが、こちらにつきましては計上をしておりません。8節旅費から11節役務費までが審査会の開催に要する経費を各節ごとに計上しているものでございます。

以上が、令和6年度障害支援区分認定審査会特別会計予算でございます。よろしく願いいたします。

○議長（犬飼克子君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより日程第12、議案第9号令和6年度黒川地域行政事務組合障害支援区分認定審査会特別会計予算を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（犬飼克子君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第10号 令和6年度黒川地域行政事務組合病院事業会計予算

○議長（犬飼克子君） 日程第13、議案第10号令和6年度黒川地域行政事務組合病院事業会計予算を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。業務課長田中孝幸君。

○業務課長（田中孝幸君） それでは、議案書24ページを御覧ください。

議案第10号令和6年度黒川地域行政事務組合病院事業会計予算について御説明申し上げます。

2条につきましては、業務の予定量でございます。こちらにつきましては指定管理者からの病院経営計画が提出されておりまして、その予定量となっております。

(1) 病床数については変わりございません。一般病棟110床、回復期病棟60床となっております。

(2) 年間患者数でございます。入院が4万5,260人、外来は6万3,288人となっております。

(3) 1日平均患者数でございますが、入院が124名、外来が216人と予定しております。

(4) 主な建設改良事業としては、医療機器の整備事業を予定しております。詳細につきましては、後ほど第9条にて説明いたします。

第3条につきましては、収益的収入及び支出の予定額を定めるもので、収入合計は1億8,171万7,000円に対しまして、支出合計が3億2,293万9,000円となっております。

次の25ページ、御覧ください。

第4条は資本的収入及び支出の予算額を定めるものでございます。収入合計、支出合計ともに3億4,976万7,000円となっております。こちらにつきましては、病院移転、新築事業、病院改修事業、医療機器整備事業に係ります起債の元金償還及び令和6年度に新たに購入する予定でございます医療機器に係る企業債の収支となります。

第5条は、令和6年度に新しく整備します医療機器整備事業に係ります企業債の限度額を定めるものでございます。3,880万円となります。

6条につきましては、一時借入金の限度額を4,000万円に定めるものでございます。

第7条につきましては、議会の議決を経なければ流用できない経費ということで、職員給与1人分の限度額を513万4,000円と定めるものでございます。

第8条につきましては、関係市町村からの病院会計への補助、市町村負担金を受ける金額を定めるもので、収益的収入につきましては1億5,946万1,000円。一方、資本的収入につきましては2億8,446万7,000円。合計で4億4,392万8,000円とするものでございます。

なお、市町村ごとの負担金につきましてはこちらの表を御参照ください。

第9条につきましては、重要な資産の取得としまして、表にありますとおり医療機器12点を資産として取得するものでございます。

議案の説明は以上でございます。

続きまして、別冊の予算に関する説明書の55、56ページを御覧ください。

こちらにつきましては、実施計画書でございますので後ほど御確認いただければと思います。

57ページを御覧ください。

令和6年度当初予算実施計画明細書の収益的収入及び支出でございます。

まず、収入の部でございます。

病院収益でございますが、こちらは1億8,171万7,000円となっております。

1項の医業収益ですが、救急医療を確保するための補助金1,000万円となっております。

2項の医業外収益につきましては、1億7,171万6,000円を予定しております。そのうち1目の受取利息は、令和2年度に指定管理者に対して長期貸付けを行った際の一般会計や企業債の利息分を指定管理者より納付していただくものでございます。2目の他会計負担金につきましては、1億4,946万1,000円を予定しております。

その他の項目につきましては、御覧のとおりでございます。

58ページを御覧ください。

支出の部でございます。

病院事業費用につきましては、3億2,293万9,000円となっております。

1項医業費用でございますが、3億513万9,000円となっており、給与費については病院事務に係る職員1名分の給与513万4,000円と算定しております。

3目経費でございます。総額で1億4,879万5,000円となっております。病院担当職員の福利厚生、消耗品費、また協定書により定められております20万円以上の修繕事業、続いて委託料に含まれております来年度の新たに予定する建物診断及び修繕計画作成業務委託、そちらを予定しておるんですけれども、こちらを病院南棟などの建設から27年が経過することから、建物の現在の状況を把握しまして、今後の計画的な修繕計画を検討作成するという予定でございます。さらに、交付金として協定書で定めております運営交付金7,000万円、救急医療運営費補助金の1,000万円を指定管理者に交付するものでございます。

2項の医業外費用でございますが、企業債利息と令和2年度の利用料金制に移行する際、一般会計から借りました長期借入金の利息の費用を計上しておるものでございます。

その他につきましては御覧のとおりということでございます。後ほど御確認いただければと思います。

59ページを御覧ください。

令和6年度当初予算実施計画明細書の資本的収入及び支出でございます。

まず収入の部でございます。資本的収入額は3億4,976万7,000円となっております。

2項の企業債でございますが、こちらは今年度更新予定の医療機器12点の原資となるものでございます。

その他の項目については御覧のとおりでございます。

次に支出の部でございます。

資本的支出額は収入額と同額の3億4,976万7,000円となっております。こちらにつきましては、企業債の償還金、建設改良費としての機械備品の更新などとなります。

その他の項目につきましては御覧のとおりでございます。

60ページを御覧ください。

こちらは令和6年度のキャッシュフロー計算書となります。こちらにつきましては、業務活動によりますキャッシュフロー、投資活動、財務活動などを経まして令和7年3月31日末日時点で5,611万7,000円の現金があるというような予測となっております。

続きまして、61から66ページまでは職員の給与費明細書となりますので、後ほど御確認いただければと思います。

67ページを御覧ください。

こちらは、令和6年度に予定しております黒川病院のLED照明機器のリース料でございます。令和5年度から10年度までの5か年リースとなりますので、それによる債務負担行為でございます。

68ページを御覧ください。

こちらは、地方債に関する調書で企業債の内訳となっております。

69ページから71ページでございますが、こちらは令和5年度の予定の貸借対照表でございます。

72ページから73ページは、令和5年度の予定損益計算書となります。

74ページから76ページですが、こちらは令和7年3月31日現在の令和6年度予定の貸借対照表となっております。こちらを御覧いただきまして、こちらの主な科目でございますが、74ページの資産の部、1固定資産につきましては、ページの真ん中よりやや下のほうに固定資産合計とありまして、30億2,207万円と予定しております。

2流動資産ですが、ページの下から2行目、流動資産合計とありまして1億293万1,000円と予定しております。資産合計が31億2,500万1,000円となります。

75ページを御覧ください。

負債の部でございます。

3 固定負債につきましては、固定負債合計が5億3,427万3,000円、4 流動負債の流動負債合計が2億9,032万8,000円となりまして、5 繰延収益の繰延収益合計がページの下から2行目になります4億3,337万5,000円となりまして、負債合計につきましては12億5,797万6,000円と予定しているものでございます。

76ページを御覧ください。

76ページは資本の部でございます。

6 資本金の資本金合計が65億9,278万7,000円を予定しております。7 剰余金は、欠損金という形で剰余金合計額が47億2,576万2,000円となっております。下から3行目になります。資本合計としまして18億6,702万5,000円を予定しているものでございます。

74ページの資産合計額と76ページの負債資本合計額が、同額の31億2,500万1,000円となっておりますので御確認いただければと思います。

77ページにつきましては、令和6年度の予算をどのような方針で作成したかの注記でございますので、後ほど御確認いただければと思います。

以上が、令和6年度黒川地域行政事務組合病院事業会計予算の説明でございます。以上でございます。

○議長（犬飼克子君） これより昼の休憩に入ります。会議の再開は午後1時からとなります。

午後0時00分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（犬飼克子君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。7番千坂裕春君。

○7番（千坂裕春君） 説明書の59ページで、購入医療機器の原資に使うということで各市町村の負担金の説明をいただきましたけれども、購入医療機器のこういったものがあるのか、明細というかそういったものを教えていただきたいんですけども。

○議長（犬飼克子君） 業務課長田中孝幸君。

○業務課長（田中孝幸君） 購入機器につきましては、議案書の26ページを御覧ください。

26ページの第9条、重要な資産の取得は次のとおりとするということで、医療機器12品目一覧設けさせていただいております。1番の上部消化管ビデオスコープ、ベッド、内視鏡保管庫、骨密度測定装置など、こういったものを一覧で12品目購入させていただくという予定でございます。それ

に對しまして3,880万円の原資ということになっております。

以上でございます。

○議長（犬飼克子君） よろしいですか。7番千坂裕春君。

○7番（千坂裕春君） もし、公表して構わないのであれば、大体一つ一つの医療機器の予定金額みたいなものがあればと思ったんですけども。

○議長（犬飼克子君） 業務課長田中孝幸君。

○業務課長（田中孝幸君） 申し訳ございませんが、この場にはちょっと資料がございませんので、公表はできませんので、よろしく願いいたします。

○議長（犬飼克子君） よろしいですか。ほかにありませんか。3番鎌田暁史君。

○3番（鎌田暁史君） 説明書の60ページなんですけれども、キャッシュフローの計算書のところなんですけれども、日付が令和5年度の日付かと思われまますので、これは記載誤りでしょうか。

○議長（犬飼克子君） 業務課長田中孝幸君。

○業務課長（田中孝幸君） 申し訳ございません、御指摘のとおり修正させていただきます。令和6年4月1日から令和7年3月31日まででございます。申し訳ございません、訂正させていただきます。

○議長（犬飼克子君） 3番鎌田暁史君。

○3番（鎌田暁史君） 同様に、79ページも同じ修正が必要かと思ひます。お願いします。

○議長（犬飼克子君） 業務課長田中孝幸君。

○業務課長（田中孝幸君） 申し訳ございません、同じように訂正させていただきます。申し訳ございません。

○議長（犬飼克子君） よろしいですか。ほかにありませんか。（「なし」の声あり）

ないようですので、これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより日程第13、議案第10号令和6年度黒川地域行政事務組合病院事業会計予算を採決します。お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

業会計予算

○議長（犬飼克子君） 日程第14、議案第11号令和6年度黒川地域行政事務組合訪問看護ステーション事業会計予算を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。業務課長田中孝幸君。

○業務課長（田中孝幸君） それでは、議案書27ページを御覧ください。

議案第11号令和6年度黒川地域行政事務組合訪問看護ステーション事業会計についてでございます。

第2条につきましては業務の予定量を定めるものでございます。

（1）利用回数につきましては月87名、（2）利用回数につきましては月444回を予定するものでございます。

第3条につきましては収益的収入及び支出の予算額を定めるものでございます。収入合計、支出合計ともに1,000円を予定するものでございます。訪問看護ステーション事業会計に関しましては市町村負担金などございませんので、したがって、収入はございません。預金利息としての1,000円のみを予定しております。

続きまして事業費でございます。支出でございますが、こちらに関しましても、予算項目の確保のためということで1,000円だけ計上させていただいているというものでございます。

続きまして、会計予算に関する説明書の78ページのほうを御覧ください。

今、御説明させていただきましたが、令和6年度の当初予算実施計画書でございます。収益的収入及び支出、収入、支出とも1,000円となっております。

その下にあります、令和6年度の当初予算実施計画明細書、収益的収入及び支出に関しましても、収入、支出ともに1,000円の計上となっております。

続きまして、79ページを御覧ください。

予定キャッシュフロー計算書でございます。こちらに関しましては、令和7年3月31日の時点の現金、キャッシュの予定額となっております。880万6,000円ということでございます。

80ページ、こちらは令和5年度当初予算の予定貸借対照表でございます。

次のページを見ていただきまして、こちらが負債の部、資本の部となります。

82ページは、令和5年度の当初予算損益計算書となっております。

続きまして、83ページを見ていただきます。

こちらが令和6年度当初予算予定貸借対照表当年度分となっております。資産の部、固定資産が

18万4,000円となっております。こちらは軽自動車1台分の資産となっております。2 流動資産でございます。流動資産合計が897万9,000円、資産合計が916万3,000円となっております。

次のページ、84ページ、負債の部でございます。

流動負債合計はゼロ円でございます。

続いて資本の部でございます。4 資本金でございますが、資本金合計が397万6,000円ということでございます。5 剰余金でございます、一番下の負債資本金合計が916万3,000円となっております。

したがって、負債資本合計と83ページの資産合計が同じ数字ということをお確認いただければと思います。

次のページでございます。

注記として令和6年度の予算策定の際に注意した事項でございます。後ほど確認いただければと思います。

令和6年度黒川地域行政事務組合訪問看護ステーション事業会計予算の説明は以上でございます。

○議長（犬飼克子君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより日程第14、議案第11号令和6年度黒川地域行政事務組合訪問看護ステーション事業会計予算を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（犬飼克子君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第12号 令和6・7年度黒川地域行政事務組合消防本部・黒川消防署
新庁舎建設工事請負契約について

○議長（犬飼克子君） 日程第15、議案第12号令和6・7年度黒川地域行政事務組合消防本部・黒川消防署新庁舎建設工事請負契約についてを議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。財政課参事石川 勉君。

○財政課参事（石川 勉君） それでは、議案書28ページの議案第12号について御説明いたします。

令和6・7年度黒川地域行政事務組合消防本部・黒川消防署新庁舎建設工事請負契約について御

説明いたします。

下記の工事について次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、契約の目的については、令和6・7年度黒川地域行政事務組合消防本部黒川消防署の新庁舎建設工事となります。

2、契約方法については、条件付一般競争入札となります。

3、契約金額については、22億6,050万円で、うち消費税については2億550万円となります。

4、契約の相手方については、戸田建設東北支店でございます。

また、別冊議案説明資料12号の1ページをお開きください。

新庁舎建設工事の入札結果についてとなります。

1、2番を割愛しまして、3番入札執行については、令和6年2月5日午前10時から組合会議室で執行されました。

4番入札結果については、戸田建設株式会社が20億5,500万円で落札してございます。予定価格については20億5,600万円でございます。

5番、6番も割愛させていただきます。

以上、新消防庁舎の建設工事請負契約に関する説明を終了します。よろしく申し上げます。

○議長（犬飼克子君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。11番金須新一君。

○11番（金須新一君） それでは、御質問させていただきます。

この事業、20億を超える事業にもかかわらず、なぜ入札に参加した業者が1者だったのかというのが1点。

2点目は、この事業にはスライド条項を付加しているのかどうか。2点、御説明をお願いいたします。

○議長（犬飼克子君） 財政課参事石川 勉君。

○財政課参事（石川 勉君） ただいまの2点の御質問でございますが、まず、2点目のほうから、スライド条項についての御説明をいたします。

スライド条項については、入札申請時に質疑でも建設業者のほうから質問がございまして、現状での物価の推移などを鑑みまして、規定どおりに対応する旨の回答をしております。

続いて、1番目の質問でございますが、1者の入札参加であったのはなぜかというところでござ

いますが、まず、予算的な部分も関わってまいりますのでその部分から御説明いたしますと、基本設計時から実施設計完了に至るまで2年間の間に、資材高騰あるいは人件費の上昇が続いておりまして、予算を確定する中で当初の計画に対する大きな増額というところがございます。構成市町村の御負担を考えますと、できる限り当初予算に近づけたいという意向がございました。実施設計による最終的な建設費の算出については、国で示す単価を基準にしまして、その他単価本などによる算出あるいはそれに掲載されない部分については、消防施設に特殊設備が多くございますので、そういった部分については各業者の見積りによる算出となっておりまして、その部分で平均値を採用するところがございますが、そういったところで最安価で算出などしまして積み上げた数字が、議会で御承認をいただいた金額でございますので、実際にはかなり厳しい予算の数字であったことも事実でございます。

それでもなぜ1者はそんな条件下で申請があったのかということですが、建設用地の吉岡の西部地区の造成工事を請け負っている施工中の戸田建設でございますが、庁舎の建設にも積極的に意欲を示してございまして、庁舎建設には用地の造成側との協議をなくして進められない必須項目などがございまして、例えば、基礎工事等の掘削土の残土処理あるいは大雨による造成地周囲の泥水対応とか、また、造成施工中でございますので、車両の出入りあるいは建設車両も重複しますので、仮設道路の使用規制など、そういった様々な条件を仕様書にも設定してございまして、そういった部分でも造成中の戸田建設に関してはある程度有利であったのかなと推測する部分もございまして。

また、令和6年度からいわゆる2024年問題といわれる働き方改革による労働時間規制の問題、これで人材確保は大変であると来庁していた業者も申しましたが、特に監理技術者、これは6,000平米以上の建物に必要な資格でございますが、その確保が大変難しいんだということもお聞きしておりました。またあるいは大規模庁舎の入札と重複していることもございまして、そのほか大地震の災害復旧、また万博の工事なども、そういったところにゼネコン、準ゼネコンクラスの人材が取られているという情報もお聞きしておりました。そういった中で、当初から上物の建設に熱意を示しておりました、土地を造成中の戸田建設さんが入札申請を行ったというところで、ほかの業者が金額的にも参加されなかったのかという部分が、あくまでも業者側の事情でございますので、発注者側としての推測になりますが、そういった部分でございます。

以上です。

○議長（犬飼克子君） よろしいですか。ほかにありませんか。（「なし」の声あり）

ないようですので、これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより日程第15、議案第12号令和6・7年度黒川地域行政事務組合消防本部・黒川消防署新庁舎建設工事請負契約についてを採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（犬飼克子君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これをもって本日の日程を全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和6年第1回黒川地域行政事務組合議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後1時17分 閉会

以上、上記会議の顛末を記載し、その正当なることを証するため署名する。

令和6年2月15日

黒川地域行政事務組合議会

議 長 犬 飼 克 子

署名議員 赤 間 則 幸

署名議員 金 須 新 一